

議案第 8 号

目黒区建築審査会条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 28 年 2 月 19 日

提出者 目黒区長 青 木 英 二

目黒区建築審査会条例の一部を改正する条例

目黒区建築審査会条例（昭和 58 年 3 月目黒区条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の次に次の 1 条を加える。

（委員の任期）

第 2 条の 2 委員の任期は 2 年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員は、任期が満了した場合においては、後任の委員が任命されるまでその職務を行う。

付 則

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

（説明） 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成 27 年法律第 50 号）により建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）が改正されることに伴い、委員の任期を定めるため、条例改正の必要を認め、この案を提出します。

資 料

目黒区建築審査会条例の一部を改正する条例案新旧対照表

( \_\_\_\_\_ は、改正点)

改 正 案	現 行 条 例
<p><u>(委員の任期)</u></p> <p><u>第2条の2 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。</u></p> <p><u>2 委員は、任期が満了した場合においては、後任の委員が任命されるまでその職務を行う。</u></p>	